

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業 F A Q

令和6年11月

No.	問	答
1	制度の趣旨 本事業の目的は。	燃料油価格高騰により厳しい経営環境にある路線バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者に対し、燃料油購入の負担軽減を行い、引き続き事業継続がなされるよう支援するものです。
2	制度の趣旨 支援金の交付額は。	支援金の交付額については、事業者により異なります。詳細は交付規程等で御確認ください。 支援の対象期間は、令和6年8月～12月（5カ月）となっており、令和6年8月1日の基準日時点で保有している稼働車両が支援対象となります。 なお、1台あたりの支援額は5カ月分の金額です。
3	支援対象 本事業の対象事業者は。	以下の全てに該当する路線バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者が対象です。 (1)鹿児島県内に本社、支店又は営業所があること（国土交通省九州運輸局に登録されている車両を保持している事業所に限る。）。 (2)公営企業でないこと。 (3)引き続き事業実施の意志がある事業者であること。 (4)代表者、役員及び従業員が鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員等及び暴力団関係者でないこと。
4	支援対象 九州運輸局に休車（廃車）の届出をしているが、対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で休車の届出をしている車両については、対象外となります。 今回は、燃料油価格の高騰に着目して支援を行うこととしており、基準日時点で運行している車両を対象としたところです。ご理解いただきますようお願いいたします。
5	支援対象 新しく購入し車両登録した車両は、対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で登録をしていない車両については、対象となりません。 この場合に、8月2日以降に新しく購入した車両を対象とすることは、車両更新である場合もあり、それを確認することが難しいことから、2重払い防止の観点から、8月2日以降の登録車両については認めていないところです。一定の基準日を設けることをご理解いただきますようお願いいたします。
6	支援対象 8月1日時点で車両登録されていたが、交付申請日までに休車（廃車）の届出をした車両は対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で登録をしている場合は対象となります。 登録事項等証明書など、車両登録時期及び休車（廃車）時期が分かる書類を提出してください。 ただし書類の入手が不可能な場合、添付する「車両一覧表」の備考欄に、その旨が分かるように記載してください。
7	支援対象 8月1日から交付申請日までに、途中で休車を取りやめた車両については対象となるか。	令和6年8月1日（基準日）時点で休車中の車両については、支援額の計算における台数には計上できません。
8	支援対象 リース等により使用している車両は、対象となるか。	事業用車両として届出を行った事業者からの申請であれば、対象となります。 ※車両の所有者と使用者、両方から重複して申請がなされないようご注意ください。
9	支援対象 燃料油を使用しない車両は対象となるか。	本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、EV（電気）車両は対象となりません。
10	支援対象 運行する会社の変更などで、運送事業の認可書、許可書又は認定証が提出できないが、どうすれば良いか。	運送事業の名称変更の届出（九州運輸局の受付印のあるもの）の写しなど、現在、運送事業を行っていることが分かる書類を提出してください。
11	バス 特定バス、貸切バスは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗合旅客自動車」として登録のある車両を対象としているため、「特定バス」、「貸切バス」については対象外としています。
12	タクシー 福祉タクシーは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「一般乗用旅客自動車」として登録のあるタクシー車両を対象としているため、福祉タクシー（福祉限定含む）も対象となります。
13	トラック 自家用のトラックは対象となるか。	本事業においては、九州運輸局鹿児島運輸支局に基準日時点で「貨物自動車」として登録のあるトラック車両を対象としているため、自家用として使用されているトラックは対象となりません。 本事業はトラック運送事業を営んでいる方を支援することを目的としています。ご理解いただきますようお願いいたします。

鹿児島県地域公共交通燃料油価格高騰対策事業 F A Q

令和6年11月

No.		問	答
14	トラック	被牽引車は対象となるか。	本事業は、燃料油価格高騰対策として実施するものであるため、自走しない車両である被牽引車は対象となりません。
15	その他	支援金の申請方法は。	今回の申請方法は原則、バス、タクシー、自動車運転代行業、トラック運送事業者ともに1回の申請となります。申請様式等については、案内文や県ホームページをご確認ください。
16	その他	支援金額が交通機関毎等に異なるのはなぜか。	支援額の詳細についてはお答えできませんが、交通機関や油種によって、燃費や走行距離、稼働時間等が異なるため、これらを総合的に勘案し、支援額を定めております。
17	その他	支援金の支払いまでの期間は。	事務局へ書類が届いてから、2～3週間程度を見込んでいます。 (書類不備や記載ミス等がないことが条件) ※申請状況等により、この期間が延びる場合もございます。
18	運転代行	運転代行保険の写しはどれを提出すればよいですか。	国土交通省令で定める基準（損害賠償額：対人8,000万円以上、対物・車両200万円以上）に適合する代行保険の契約証書・保険証券で、保険期間、補償内容、登録車両番号がわかるページの写しをご提出ください。
19	提出物	どの納税証明書が必要か。	県税の未納がないことを証する納税証明書で、各地域振興局・支庁で発行されるものです。申請日以前3カ月以内の証明書日付のものをご提出ください。
20	提出物	納税証明書は毎回提出しなければならないのか。	令和6年4月～7月分の支援金を申請された方は、今回提出する必要はありません。今回初めて申請される方、また令和4年度、5年度に申請された方で令和6年4月～7月に申請されていない方は、納税証明書をご提出ください。
21	提出物	納税証明書は原本が必要ですか。	納税証明書は写しでも構いません。ただし、申請日以前3カ月以内に発行された証明書日付のものをご提出ください。
22	提出物	車検証が2種類あるがどちらも必要ですか。	自動車検査証（A6サイズ）と自動車検査証記録事項（A4サイズ）がありますが、この事業では自動車検査証記録事項（A4サイズ）の写しをご提出ください。なお縮小コピーせず、必ずA4サイズ（原寸大）の写しをご提出ください。
23	提出物	申請書兼請求書はどこで入手できますか。	鹿児島県のホームページからダウンロードできます。必ず令和6年8月～12月分の申請書兼請求書を使用してください。